

平成25年度（2013年度）NGO・外務省定期協議会

「第1回ODA政策協議会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成25年度（2013年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：平成25年7月19日（金）14:00～16:20

場 所：外務省南893会議室

1. 開会挨拶

2. 協議事項

- （1）国連DRR報告書2013とODAにおける災害リスク軽減
- （2）国連安保理決議1325に基づく国別行動計画策定について

3. 質問事項

4. 報告事項

- （1）ODA過去案件レビュー
- （2）平成25年度国際協力重点方針について

5. 閉会挨拶

○川口 皆様、本日はお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。時間ですので、今年度 NGO・外務省定期協議会「第1回 ODA 政策協議会」を始めさせていただきます。

本日は、私、外務省民間援助連携室首席事務官の川口と国際協力 NGO センター副理事長の谷山さんで司会を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●谷山（国際協力 NGO センター） 皆さん、こんにちは。今回、共同司会を務めさせていただきます国際協力 NGO センターの谷山と申します。皆さんが活発に議論ができるように何とか力を尽くしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川口 本日は、お手元の議事次第のとおり、協議事項として2件、報告事項として2件が予定されており、所要時間は2時間を予定しています。

最初に、3点注意事項を申し上げます。

第1に、本日の会議の議事録は、逐語にて作成し、追って外務省のホームページに掲載されることとなりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

第2に、特に質疑応答のときですけれども、発言者は、最初に所属と氏名をはっきり言うていただくようお願いいたします。

第3に、時間を有効に使えるよう、発言はできるだけ簡潔をお願いいたします。

また、本日は、来日中のセファス・ルミナ国連「対外債務」独立専門家がオブザーバーとしてこの会議を傍聴されますので、お伝えいたします。

それでは、梅田外務省国際協力局長から冒頭の御挨拶をいただきたいと思います。

局長、よろしくお願いいたします。

○梅田 梅田です。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは、本来、政務官の阿部が出席させていただく予定になっておったのですが、急遽、選挙前ということもあって、政務事項が入ったので、参加できなくなりました。申しわけございません。

最近、非常に NGO との協議というのが密接に行われておりますけれども、特に、先月の10日にことしの NGO・外務省定期協議会の全体会議が開催されましたし、今月の16日には第1回連携推進委員会が開催されて、非常に有益な意見交換をさせていただいております。きょうは、第1回の ODA 政策協議会ということで開催になりますけれども、ぜひ率直な意見を聞かせていただければと思います。こちらのほうも率直に御説明をさせていただきます。

それから、きょう、この場をおかりして、1点御報告をしたいのと、1点お願いをさせていただきますと思っています。

御報告をしたい点は、先日の第1回推進委員会におきまして、政務官の阿部のほうから NGO 側に対して、今後、NGO の活動を中長期的に後押しさせていただくという観点から、NGO の今後の活動の方向性とか、外務省との連携についての中期計画を作成してはどうかという提案をされました。これを受けて、今後、この計画の作成に向けて、連携推進委員会の

タスクフォースで議論を進めていくということになっておりますので、ぜひこの点についても、きょう、政策協議会の参加者の方々にも情報を共有させていただきたいと思っております。

それから、お願いのほうでございますが、これもこれから8月末の概算要求があつて、12月の政府原案の策定に向けて、予算編成の季節に入ります。昨年は、政府全体の予算は減りましたが、外務省の予算は31億円増ということで、プラス0.7%増。NGO関連ではプラス5億円増ということで決着を見ましたが、予算を取り巻く環境というのは決して改善しているわけではないので、今後、この秋に向けて、相当強力な論陣を張って、ODA予算の増に向けての活動をしていかなければならないと思っております。

皆様方をお願いをしたいことは、我々も当然頑張りますけれども、ぜひサポートをしていただければと思っております。特に、NGO関係の予算につきましては、来年度についても重点事項の一つとしてできるだけ増を図っていきたくと思っておりますので、ぜひ協力をお願いしたいと思います。

以上でございますが、きょうの意見交換、非常に楽しみにしておりますので、よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

○川口 梅田局長、ありがとうございました。

●谷山（国際協力NGOセンター） それでは、早速、協議事項に入りたいと思っております。

協議事項の第1番目は、国連DRR報告書2013とODAにおける災害リスク軽減というテーマに関しまして、まず、JACSESの田辺さんのほうから問題提起、協議提起をお願いいたします。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）の田辺と申します。

この議題を出した背景といたしまして、2015年の3月に仙台で第3回国連防災世界会議が開かれるということで、外務省からその案内とともに、国際協力における防災の主流化を図っていくことが謳われています。これをまさにどのように図るかの論点の一つとして、今回挙げさせていただいた次第です。

国際協力における防災という観点からは、もちろんさまざまなアプローチが必要だと思いますが、私ども、特に、大規模インフラにおける環境・社会影響を見ておりますので、その観点から、今回このような提案をさせていただきましたが、もちろんこの問題はさまざま取り組んでおられる方が来ているかと思うので、ぜひいろいろな議論をさせていただければと思っております。

議題に入りまして、まず背景といたしましては、2013年5月に国連から災害リスク軽減（DRR）に関するグローバル評価報告書2013が発表されました。この中で、特に日本がこれまで多額の円借款を供与してきたデリーメトロが一つの事例として取り上げられており、円借款で供与したデリーメトロの本体そのものは、防災の配慮がなされているが、洪水とか地震のリスクの高いエリアにルートを設定されているので、結果的にその地域の人口がふえてしまっていて、都市の防災能力に影響を与えているのではないかということが指摘

されています。

今回、例を挙げさせていただいた背景といたしまして、インドが日本の円借款の最大の供与国であって、これまで都市交通、鉄道建設に関する事業に多数協力しているという背景がございます。これをちょっと計算してみたのですが、2000年以降、インドの都市交通、鉄道案件で、契約ベースで総計したところ、1兆円以上という多額の供与をこのエリア及びセクターに供与しているということで、やはりこの点を取り上げるということが政策的にも非常に重要と考えております。

具体的な質問は3点ございまして、まず、DRRの報告書の指摘について、外務省としてはどのように考えているかという点が1点目。

2点目といたしましては、特に、この報告書の中で指摘されたデリーメトロの事業の災害リスク軽減策をどのように実施されたか。特に、この報告書で指摘されたように、ルート選定の際にこういったハザードエリアを十分考慮されているかどうかをお聞きしたいと思っております。

質問の3点目といたしましては、こういったODAの事業における災害リスク軽減の配慮について、基準、ガイドライン、方針が文書化されているかどうかということをお聞きしたいと思っております。

事前に外務省の方々とも議題をシェアさせていただいて、若干の議論をさせていただいたのですが、その中で私どもが考えたことが2点ございまして、1つは、ODA事業で建設される構造物に関する直接的な防災対策は、恐らく、例えばベトナムで橋が落ちたような経緯もありますが、それ以降、取り組まれているのではないかと考えておりますが、そうではなくて、その事業の2次的影響ですね。例えば、今回の例で言いますと、鉄道建設に伴う都市化によるその都市の災害リスクの拡大といったところについても、今後十分に配慮していく必要があるのではないかとというポイントが1つ。

2つ目といたしましては、個別のこういった有償・無償案件では十分に対応できない災害リスク課題があるのではないかと。例えば、今回の件で言いますと、その国の建築基準や都市計画そのものを十分高めていかないと、都市の防災機能を図れないという案件があるのではないかと考えておりますので、そういったところに対しては、例えば、政策借款とか、マスタープランの調査の協力とか、技術協力とか、もしくは、多国間開発銀行を通じた協調、といったさまざまな組み合わせによって支援をしていく必要があるのではないかと考えておりますが、この点についてもぜひ御見解を伺えればと思っております。

以上です。

○川口 田辺さん、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの田辺さんの御発言に関し、外務省側から、まず最初に、地球規模課題総括課の河原首席事務官、よろしくお願ひいたします。

○河原 地球規模課題総括課首席を務める河原と申します。よろしくお願ひします。

今、田辺様からいただきました点につきまして、まず冒頭、私、地球規模課題総括課に

おります河原から御説明させていただきたいと思っております。お手元にピンクと水色の「グローバルな防災の取組の推進」という資料をお配りさせていただいております。ここは、先ほど田辺様が御指摘になりました第3回国連防災世界会議にも言及しておりますが、若干今の国際的な防災の取組の現状、国際的な潮流というものを簡単に御紹介したいと思っております。

まず1つはピンクのほうでございまして、これは「国際的な防災の取組指針」が現状どういう状況にあるかということについて図示したものでございます。

1994年に第1回国連防災世界会議が横浜で開催されました。それで、その約10年後でございまして、2005年の第2回国連防災世界会議、これは兵庫で開催されまして、その際に国際的な防災の取組指針となる「兵庫行動枠組」というものが策定されたわけでございます。今、2005年に作られました「兵庫行動枠組」が、10年間の期間でございまして、現行の枠組みでございまして、ここに書かせていただきましたような5つの優先行動というものを定める枠組みとなっております。

それで、先ほどまさに田辺様から御指摘いただきましたとおり、2015年3月には、仙台市において第3回国連防災世界会議が開催される予定でございまして、この会議におきましては、現行の「兵庫行動枠組」のその後の枠組みの策定を目指すということを行う会議と位置づけております。

2005年に策定されました「兵庫行動枠組」でございまして、「兵庫行動枠組」が策定されるまでは、どちらかという自然災害への対応というのは、事後の人道支援であるとか、復旧に焦点が当たっていました。その中で、2005年に策定された「兵庫行動枠組」というものは、予防の重要性を示したという点で画期的だったかと思っております。自然の脅威に対する脆弱性を軽減して、災害に強い国やコミュニティというものを構築するための具体的な方策というものを示すものであると考えております。

2015年3月に行われる第3回国連防災世界会議で、ポスト「兵庫行動枠組」というものを策定していくということになります。しっかりと防災というものを開発計画であるとか政策等に組み込んで、長期的にリスクを軽減していくという考え方に基づいて、特に我が国、災害大国でございまして、この後継枠組みの議論を通じて防災の主流化というものにしっかりと貢献していきたいと思っております。

それで、この資料の右のほうに国際的な開発目標ということで青色で示させていただいておりますが、これは、「兵庫行動枠組」の流れとは別途、現行ありますMDGs、ミレニアム開発目標、これが達成期限が2015年に迫っております。2015年末までのMDGsの達成に向けて、引き続き頑張っていくということですが、近年のいろいろな大規模な自然災害、これが持続可能な開発の阻害要因になっているという考え方に立ちまして、防災のために必要な資源をいろいろ動員していくということから、ポスト2015年開発目標、まさに2015年より先の開発目標の中に、防災というものを明確に位置づけていくということが極めて重要であると考えているところでございます。自然災害によって再び貧困に陥る

ということがないように、不可逆的な貧困削減を実現するため、防災というのは重要な要素であると考えておりました、そこにしっかりとポスト MDGs の中に防災を位置づけていきたいと考えています。

そういう国際的な防災の取組の指針の流れと、もう一つは国際的な開発目標の流れ、この両方が相まって、開発や国際協力における防災の主流化というものを進めていきたいと考えておるといことが現状でございます。

あと、資料は、防災の主流化、現在、どのようなことを ODA を通じて行っているかといったあたり、資料としてお付けいたしましたので、御参照いただければと思います。

以上です。どうもありがとうございます。

○川口 続きまして、花尻国別開発協力第二課長、お願いいたします。

○花尻 国別開発協力第二課の課長をしております花尻と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、大きく2点、第1には、個別のプロジェクトとしてのデリーメトロと、今回、議題に取り上げていただきました国連の報告書について。それが第1点。第2点といたしましては、円借款でデリー高速輸送システム建設計画、デリーメトロの実施に際して、どのように防災リスク軽減の取組を行っているかということにつきまして、御説明させていただきます。

まず、第1点の国連報告書の指摘についてでございます。報告書では、幾つか字体の違う書き方をされておりまして、一番大きな文字と認識しておりますが、そちらの部分では、PPPによるインフラ整備プロジェクトがふえているが、PPPの内容によっては、民間部門から公的部門にリスクが転嫁される可能性がある。また、インドのPPPは必ずしも災害リスクの評価管理の向上にはつながらず、リスクを過小評価したコストを、公的部門、または実際の住民の方に転嫁する可能性がある旨を記述していると理解しております。並べて、ボックスにおいてデリーメトロに関する記述があるところでございます。

報告書では、デリーメトロに関連して、円借款という言及はありません。今、申し述べましたような文脈で、PPP事業に伴うリスクの具体例として言及されております。しかしながら、事実といたしましては、デリーメトロは100%政府出資のデリーメトロ公社が調達、建設、運営、維持管理のほぼ全てを担っており、いわゆるPPP事業ではございません。一部例外として、空港ライン、これはオレンジラインと言いますが、その部分にはPPP事業として民間企業が参画していますが、その民間企業は、車両調達、運営、維持管理のみを担っていたもので、土木構造物はデリーメトロ公社の責任でした。さらに、ことしの7月からは、運営、維持管理もデリーメトロ公社が直営で行っております。

なお、さらに加えて申し上げますと、空港ライン、先ほどオレンジラインと申し上げましたが、これは円借款の対象外でございます。したがって、円借款部分というのは100%PPPではないということでもあります。

それから、国連の報告書には、デリーメトロ自体にはリスク評価に基づく建築基準が適

用され、駅、線路ともに地震、洪水等の災害リスクが軽減されている旨、記載されております。具体的には、後ほど第2の点として御説明いたします。

他方で、駅周辺の不動産開発については同様の対応がとられていない。また、都市計画上のゾーニングやリスク評価があるにもかかわらず、災害リスクはインフラの最終利用者に転嫁される旨、指摘されておりました。デリーの都市化が災害リスクの高い地域に拡大しているということを指摘しています。この指摘については、円借款、ODA 案件であるか否かにかかわらず、一般的に都市開発に関連する問題であると理解しております。

報告書の中にも、チャートが3つほど書いて示してあると思いますが、デリーメトロの開通以前から現地の人口は過密であったわけです。であるからこそ、デリー高速輸送システム建設計画につきましても、深刻な交通の混雑、排気ガスによる環境負荷の増大、大気汚染を緩和することを目的として円借款の供与を検討しまして、決定いたしましたものです。

以上が、第1点、デリーメトロと国連報告書に関しましての私の御説明であります。

第2点に、円借款、このプロジェクトの実施に際して、防災リスク軽減のためにどのような取組を行ったかということについて説明させていただきます。

デリー高速輸送システム建設計画の検討におきましては、インド側が作成いたしました詳細 FS、フィージビリティスタディの内容を JICA が精査しています。そして、インドの関連国内基準に合致した内容であるということを確認した上で事業を実施しているところです。

先ほどコメントを申し上げました国連報告書及び御紹介にありました関連報道へのレスポンスといたしまして、デリーメトロ公社がこれから申し上げる説明をしております。これから申し上げる説明につきましては、JICA も同様の認識を共有しております。

まず、デリーメトロの構造物は、インド国内の地震帯に係る規定及び構造物の耐震規定に沿った建築基準に厳密に準拠して建設されており、適切な地震対策が講じられています。この点は国連の報告書も認めているところであります。地震対策の具体例として説明されているものがございまして、5点御紹介します。

第1点としては、液状化の影響を受けやすい基礎部分は、土質に応じた深さに配置し、適切な耐震構造を担保していること。第2点、利用者の人命保護に重要とされる延性設計による耐震補強についても、建築規定に従い、措置が講じられていること。第3点、地下駅についても、国際基準に沿った建築基準で建設されていること。第4点、構造物の寸法から基礎構造の種類に至るまで、地震帯のゾーニング規定に応じた対策を講じていること。最後、第5点です。ヤムナ川周辺地域、これは洪水リスクの指摘される所でございます。これにつきましては、メトロ関連施設の建設は、公的機関のシミュレーション調査に基づいて、管理する機関の許可を得た上で実施されており、デリーメトロ公社はそのために詳細な水利学調査を行い、堤防などを建設したこと。以上、5点が例示されておるところでございます。

さらに、JICA 設計施工コンサルタントによれば、本事業の設計施工に関しては、インド国内の基準に加えまして、国際的に用いられている英国基準も適用されております。加えて、アメリカの防災基準に準拠して、トンネル内に避難通路を設定する等、一部日本の基準より厳しい対策を施している部分もあるところでございます。

最後に、田辺様の御発言のときに御指摘がありました、ルート選定についてどういうことをしているかということでございますが、幾つかのルートの候補の中から、ニーズを踏まえながら選定するわけですが、その際、災害リスクにつきましては、まず、地震に関しましては、国内・国際基準に応じた工法で対策が可能であることを確認しております。

第2に、洪水のリスクにつきましては、関係常任委員会というものがあまして、その許可を得る。それから、リスクへの対応がとれるという判断ですね。その判断がなされたということで許可がなされるわけでございますので、そういう許可を受けました上で実施しているところでございます。

長くなって恐縮ですが、以上でございます。

○川口 ありがとうございます。

本件、関係課が多岐にわたっておりますが、最後に、前田国別開発協力第一課首席事務官、お願いいたします。

○前田 国別開発協力第一課の首席事務官をしております前田と申します。よろしくお願ひします。

いただいた御質問の中で、ODA 事業における災害リスク軽減への配慮について、基準、ガイドラインはあるかという点について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

ODA 事業を実施する場合、そして設計などをする場合でございますけれども、現地で想定される自然災害に対応するために、基本的には現地の基準に従いつつ設計を行うわけですが、基準がない場合にも、日本の基準ですとか、国際基準なども参照しながら、コストにも配慮をして設計をするということがとられております。

デリーメトロの場合には、先ほど花尻課長からも説明がございましたけれども、インドが実施した詳細なフィージビリティ・スタディーズを受けて、基準との適合性を確認しているわけですが、JICA がこのようなフィージビリティ・スタディーズをやる場合には、形式としては協力準備調査という形で FS を行うわけですが、協力準備調査においても、そういった基準に基づいて自然条件の調査等が行われております。

その際に参照すべき設計の基準、これは基本的には日本の基準であるわけですが、その主なものは、協力準備調査の設計積算マニュアルというのがございまして、これはホームページ上でも公開されているものでございますけれども、そこに掲載されているということでございます。

以上です。

●谷山（国際協力 NGO センター） ありがとうございます。

田辺さんのほうから、今の説明に対しての答えをお願いします。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） 私から2点、コメント及び質問をさせていただきます。

1点目は、国連の報告書の中で、デリーメトロでは、50の駅が地震リスクの高いハザードエリアに設置されていること。1つの駅が洪水リスクの高いエリアに設置されているという記述があります。先ほど、さまざまな防災対策をされていると伺ったのですが、これは、十分配慮したけれども、こういうことは回避が難しかったということなのか、それとも、また違うポイントで考えられているのかというのを確認したいと思います。

2点目は、デリーメトロの議論をしてしまうと、防戦されているような議論になってしまいますが、私は別にデリーメトロを批判するために今回議題に上げたというよりも、むしろ円借款の個別の有償・無償をする上で、その個別案件だけでは十分リスクをカバーできない部分が生じてしまうのではないかというポイントを論点の2番目に書かせていただいたので、これに関して何かお答えできることがあれば、伺いたいと思っております。

○川口 田辺さん、ありがとうございます。

ただいまの田辺さんの御質問に対して、2つございましたけれども、外務省側からもし御発言がこの時点であれば、お願いいたします。

花尻課長、お願いします。

○花尻

先ほど、ハザードエリアに50の駅がある。1つのエリアに洪水リスクの高いエリアという御指摘がございました。先ほど、ルート選定についてというところで御説明申し上げましたとおり、当然、災害リスクにつきましては、ゾーニングも含めて、リスク情報を考慮の中に入れた上で、国内、国際基準に応じた工法で対策が可能であることを確認して行っているわけでございます。もちろんリスクでございますので、ネバー・セイ・ネバーという部分はございますが、そういう意味では、手順を踏んで、対策可能であることを確認しながら進めているというお答えになろうかと思えます。

○川口 ありがとうございます。

ほかに外務省側から発言ございますでしょうか。

●谷山（国際協力 NGO センター） よろしいですか。

田辺さんのほうの質問で、デリーメトロの個別の案件をどうするかということだけではなくて、そこから見えてきたことを政策レベルで議論する。ODAにおいて減災・防災を主流化するというのであれば、それをどういうふうに政策的に支援の形にあらわせるかという前向きな問題提起だったと思うのですけれども、それについて具体事例など、資料にあるものは説明されなくてよろしいのですか。

○川口 外務省側からいかがでしょうか。

○河原 地球規模課題総括課の河原でございます。

御指摘ありがとうございます。いろいろと強靱な社会というものをつくっていくという

観点からは、まさにハード・ソフト双方の機能を駆使して総合的な防災力の最大化というものが不可欠である。特に、私がおります地球規模課題総括課では、その分野として防災というものを見ておりました、いろいろと関係方面とも意見交換をしておるところです。特に総合的な防災力の最大化ということを図っていくためには、都市であるとか、いろいろな制度、情報、学校であるとか、脆弱な方々、こういったさまざまな分野レベルでの防災の要素というものを踏まえた政策の立案や実施というものが重要であると思っております、引き続き各国の政府であるとか、国際機関、また、民間の方々、こうしたところと幅広い連携というものを進めていきたいと思っておりますのでございます。

●谷山（国際協力 NGO センター） 時間があまりありませんけれども、フロアに開きたいと思えます。この関連で御意見のある方はいらっしゃいますか。

では、定松さん。

●定松（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン） セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの定松と申します。

簡潔に。最後に話題になりました強靱な社会というものをつくっていくという中でも、ぜひ国際協力 NGO との連携ということは今後一層前向きに考えていただきたいということが申し上げたいことです。特に、2015 年の国連防災世界会議に向けては、開催地が日本になるということもありまして、東日本大震災での経験というものを踏まえて、世界に対して発信していくということが重要になってくるかと思うのですが、今回、私ども国際協力 NGO の仲間たちも、非常に多くの団体が東日本大震災の現場で活動しておりまして、現場レベルのさまざまな経験というものを積み重ねていきますので、特に、防災の主流化の目的というものが、強靱な社会、あるいは回復力のある社会ということであるとすれば、やはり市民社会との連携というのは不可欠ではないかと思えます。

いただいた資料の中にも、例えば、事例の 4 というところで「釜石の奇跡」という、防災教育で子供たちがリーダーシップをとったことで、釜石においては子供たちの死亡ということがほとんどなかったという例も実際にございますので、子供たちの意見というものを防災に取り入れていくということも含めて、市民社会側からのインプットというものを今後防災の主流化の政策の中にぜひ取り入れていただきたいと思えます。

以上です。

●谷山（国際協力 NGO センター） ありがとうございます。

では、もう一人。では、堀内さん、お願いします。

●堀内（国際協力 NGO センター） 国際協力 NGO センター（JANIC）の堀内と申します。

今回、国連の報告書をもとに議論がされたと存じておりますけれども、私からは、もう一つ、国連での大きな動きと、それに対する市民社会の動きを簡単に御報告いたします。

この国連のレポートが 5 月 15 日に出たすぐ後に、スイス・ジュネーブにおきまして、第 4 回防災グローバル・プラットフォーム会合という国連の会議が開催されました。こちらは 172 カ国から 3,500 人ほどが参加する、国連の中でも大きな規模の会議で政府代表団、

企業、学術経験者、そして NGO・市民社会からも正式に参加したという点で重要な会議です。NGO・市民社会からは 370 名ほどが参加し、全体の約 1 割を占めます。日本からも JANIC や CWS Japan、ピースボート、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンなどが参加しました。

この防災グローバル・プラットフォーム会合に向けて、日本の NGO が提言をまとめましたので、その内容を簡単に紹介いたします。

国連防災世界会議の第 1 回が横浜、第 2 回が兵庫で開催されて、2015 年に仙台で開催されるということで、先ほどのジュネーブの会議には仙台市長も参加されました。2005 年に兵庫で開催されたのは、1995 年の阪神・淡路大震災が背景にあります。そして、今回、2015 年は東日本大震災を受けて仙台で開催されるということで、日本の市民社会からの提言には、先ほど定松さんもお話しされていましてのように、東日本大震災での経験が非常に大きな意味を持つてくるわけです。

では、そこで何が教訓として得られたかといいますと、第 1 には、最もリスクにさらされている人々は、原発リスクにさらされている人だろうということです。原発危機にさらされている人々を、自然災害もしくは社会の中で周縁化されている人々として認識すべき、ということです。そういった脆弱な状態にある人々が多様であること、そういった人々への対応が必要だということです。

また、そういった対応や災害リスクに対応する際に、国際人権基準や HAP 基準（人道支援の説明責任と品質管理に関する HAP 基準 2010）、スフィア・スタンダード（人道検証と人道対応に関する最低基準）など、既に国際的に承認されている基準を遵守して、それを政策に当てはめていくということが重要です。

また、ジュネーブでの国連の会議はマルチセクターで取り組むというものでしたので、NGO からの提案にパートナーシップ、すなわち、市民社会や NGO との協力が今後の防災政策にとって不可欠であるということ、が含まれています。

2015 年 3 月の国連防災世界会議に向けて、日本の市民社会・NGO も活動していこうという機運が高まりつつあり、その準備を今進めています。ぜひその中でも、外務省の方も市民社会と対話や連携をしていっていただきたいと思います。

以上です。

○川口 ありがとうございます。

では、ただいまのお二人の御発言に対して外務省側から特にあればお願いします。

○梅田 ありがとうございます。

今、2 人が言われた点は本当にもっともなので、ぜひ我々のほうからお願いしたいぐらいの点でございますから、準備が始まればというか、もう既にやっていいと思うのですが、いろいろ現場で活動されて気づかれた点を、ぜひ教えていただければと思います。それを会議の場で反映できるような機会も、できれば設けるように工夫をさせていただきたいと思います。

それから、先ほど谷山さんから御示唆いただいて、この資料の政策のところにいる

もう反映されているでしょう、いい例が書いてあるじゃないかということで言っていたと思うのですが、まさしくジャカルタの首都圏投資促進特別地域マスタープラン(MPA)でも、きちんとジャカルタの弱点、特に雨に弱いということだと思うのですが、そういうものを配慮してつくっているとか、それから、バンコクの地下鉄、2年前の大洪水のときに、地下鉄は水が入らなかったわけですね。こういう工夫がきちんと地下鉄をつくるに当たってやっていたとか、改めて私が言うのも怒られるかもしれませんが、きちんとそれなりに今まで配慮をしているし、今後も政策の上ではきちんと、そういう脆弱性に備える配慮はやっていきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

以上です。

●谷山（国際協力 NGO センター） ありがとうございます。

双方の意見として、ポスト兵庫枠組をつくるプロセスの中で連携・協力していこうということについては、合意を見たといいますか、具体的にどういう形で協議していくかということについては、また別途話し合っていただければと思います。

ODA の具体的な案件については、ネガティブなものは減らし、ポジティブなものは生かしていくという形で、これも別途また話ができればと思っております。よろしくお願ひします。

短くしてください。

●高橋（ODA 改革ネットワーク） ODA 改革ネットワークの高橋です。

今までの議論を聞いていると、少しだけ足りない部分があるかなと思ったので、少しだけ議論させてください。

実は、国連 DRR 報告書 2013 ですけれども、これが何を訴えているかということ、今、田辺さんからの発言にあったみたいに、防災という考え方をどれだけ主流化するかということです。けれども、そのときに大事なものは企業なのですね。企業にとってこれらの防災問題に対してただ単にコストの観点から見ただけではなく、社会的責任としてきちんと取り組むことが大事で、むしろその機会であると報告書は書いている。つまり、持続可能な企業経営の重要性、中小企業は特にコミュニティが大切だと思いますけれども、そういったことが書かれているのです。だから、そこら辺をぜひ、今、日本も官民連携ということを生懸命訴えているわけですけれども、防災の主流化と言うからには、日ごろからこういった問題を企業にきちんと説明し、考えてもらうような働きかけが大事なのではないかと思いますので、その点、もしコメントがあったらいただければありがたいと思います。

○川口 ありがとうございます。

外務省側から御発言ございますでしょうか。

○梅田 今、高橋さんが言われた点も全くそのとおりだと思います。特に、日本の場合は、この間の大震災のときに経験しましたけれども、当然、市民生活に甚大な影響を及ぼすわけですけれども、企業活動が中断することによって、本当に大きな経済的な損害も生じるわけですから、最小限にするという意味では、今まさしく指摘されたように、日ごろから

念頭に置いて、さまざまな工夫をやっていくということは、指摘のとおりだと思います。我々もその点は念頭に置いて、いろいろなところで語る時は、忘れないようにきちんと問題提起をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○川口 ありがとうございます。

それでは、この議題につきましては、これにて終了とさせていただきます。

●谷山（国際協力 NGO センター） それでは、2 番目の協議事項に入りたいと思います。

国連安保理決議 1325 に基づく国別行動計画策定について、アジア女性資料センターの田中様から問題提起がございますので、よろしくをお願いします。

●田中（アジア女性資料センター） アジア女性資料センターの田中雅子です。よろしくをお願いします。

国連安保理決議 1325 は、2000 年に出された、安保理として初めて武力紛争と女性・平和・安全保障について扱った決議です。ことしの 3 月にニューヨークで行われました国連女性の地位委員会で、日本政府から、日本も国別行動計画の策定を検討中であるという御発表がありました。私たちは長年、日本でも早く計画策定をしてほしいという主旨で活動してまいりましたので、大変歓迎しております。

先月 10 日の NGO・外務省定期協議会の全体会議において、女性をめぐる外交課題の取組ということで、外務省総合外交政策局のほうからこの件についてお話があったということで、それを受けて議題として提案しました。

議題にあげる理由の 1 点目は、援助事業を実施する上で 1325 決議を反映させる必要があるということと、2 点目は被援助国から日本に対して、1325 の国別国内計画策定を支援してほしいとか、あるいはモニタリング支援のニーズがあるということから、日本自体が見本にできる国内行動計画を持っていないといけないことです。

3 点目として、市民社会の参加のプロセスの方法について、どういった御予定があるかということを知りたいと思っています。なぜなら、2004 年の安保理議長声明の一つに、加盟国が、市民社会、とりわけ地域の女性のネットワークや団体と協働を続けることを奨励すると記されております。例えばドイツの場合は、市民社会の十分な関与なしに策定したことで、その後、せつかくつくれたものが非難されています。

質問は 5 点あります。

ことしの 3 月に計画策定の発表がなされた後、既に 4 カ月たっていますが、具体的にいつからどんな準備をされているのか。そして、今年度中に策定というお話を聞いていますので、そのスケジュールについて伺いたいと思います。

2 点目は、これは外務省の方が取りまとめられるということですが、可能であれば、ほかにも関係しておられる省庁があると思いますので、どういったところに声をかけておられるのか、知りたいと思います。

3 点目は、外務省で御用意された資料の中にも書いてありますが、1325 決議の対象は対外援助だけではなくて、国家、地域、国際レベルなど、いろいろなレベルがあります。今

考えておられる骨子ですとか、可能であれば、その中の見出しや組み立てについても知りたいと思っています。そして、策定プロセスへの市民参加というのも非常にいろいろなパターンがあります。一例を申し上げますと、オランダの場合は、起草段階から国際協力 NGO や大学といった市民社会も関与していきまして、最終バージョンは、共同署名者として市民社会も計画や実施にかかわるといことが強調されています。

4 番目に、ことしの G8 の外相会合で、日本政府が紛争下の性的暴力防止イニシアティブに賛同したことに関してです。この分野で国連機関を通じた資金提供はなされていますが、日本の ODA 本体、あるいは NGO を通じた案件での資金協力というのはまだなされていないようです。今後、NGO に対して、関連決議の普及や研修を実施される計画はあるでしょうか。

最後に、これは対外援助だけではなく、日本の安全保障、あるいは平和構築政策におけるジェンダー視点の強化や、女性の参加の促進も含むと考えますが、この分野で活動している NGO や女性団体、そして、国内でその影響を受ける女性たちとの協議の予定があるかということについて伺いたいと思います。

私どもは、添付資料でご紹介しておりますように、8 月 13 日に「市民社会からの提言策定ワークショップ」を行い、市民団体の中でも関心をもつ方をふやしていきたいと考えています。可能であれば、私たちのほうで分科会のような場に今後かかわっていただける市民側の代表というのを募っていききたいと思います。そのあたりについてもきょうお話しできればと考えております。よろしく申し上げます。

○川口 ありがとうございます。

それでは、ただいまの田中さんの御発言に関し、外務省側から熊谷総合外交政策局総務課主任外交政策調整官、お願いいたします。

○熊谷 総合外交政策局の熊谷と申します。よろしくようお願いいたします。

御指摘ありましたように、まさに前回 6 月の全体会合におきまして、私のほうから、女性をめぐるさまざまな外交課題ということをごさしまして、外務省としてこの分野の取組を強化しているということ、いわば宣伝のような形で御説明させていただいたということをごさしまして、早速それを受けてこういうふうに関心を持っていただいて意見交換をさせていただくという機会を設けていただきまして、その辺については感謝申し上げます。その上で、御質問についてお答えしていこうと思います。

まず最初の、スケジュール及び準備状況ということをごさします。これもたしか前回の会合で申し上げたかと思うのですがけれども、まず最初にスケジュールについて申し上げますと、必ずしも期限を切って作業を進めているということではございません。一方で、いつまでもただならぬと策定作業を続けるということもよろしくないかと思っております、私個人的には、年内じゅうには取りまとめたいと考えて、今、作業をやっているということをごさします。

現在の準備状況というか作業状況でございますけれども、まさに 3 月の CSW において策

定を検討しているということを申し上げて以来、さまざまな省内関係部局及び関係省庁と、今、さまざまな議論を進めているところでございます。その意味で言いますと、必ずしもまだ具体的に議論の俎上に載せられるような、例えば骨子なりドラフトができ上がったという段階にまだ至っていないというところでございます。まさに今議論中ということでございます。

2つ目の御質問の、どの部署が担当するのか、あるいはほかの省庁ということでございますけれども、国別行動計画の策定ということに関しましては、総合外交政策局のほうで責任を持ってやっているということでございます。それから、ほかの省庁でございますけれども、例えばでございますけれども、内閣府、あるいは防衛省といったところと相談しながらやっているということでございます。これも必ずしもここに限られるかどうかというのは、今後の中身や作業次第だと思いますので、これは必ずしもそれに限っているということではございません。

それから、3点目の御質問ですね。先ほど申し上げました骨子案、あるいは見出しということをお願いしまして、若干今、まだ検討中でございますので、なかなかお示しできるという段階には至っていないということで御理解賜りたいと思っております。

それから、まさに市民社会のかかわっていただくやり方ということで、オランダの例ということを挙げていただきました。非常に参考になるので、参考にさせていただきたいと思っております。

他方で、私どもの考えとしては、基本的にこれは各国、国ごとに求められている、国としての政府としての行動計画をつくるようにということが求められていると理解しておりますので、ほかの大多数の国がそうだと思いますけれども、基本的には政府の責任において策定するというのを考えております。

一方で、まさに市民社会との対話というのは、さまざまな議長声明とかで要請されるということもございますので、そこはぜひやっていきたいと思っております。

先ほど、最初のところで申し上げそこねたのですけれども、スケジュールというのにも関係するのですけれども、なるべく早くやるということも大事なのですけれども、同時に、まさに市民社会の皆さんから意見を聞いていくというプロセスも非常に重要なのかなと私は思っております。そういう意味で、スピードと同時に、内容、まさに皆さんの声を聞きつつ、ちゃんとしたものをつくっていくという両方の要請を満たすようにやっていきたいというのが私の今の考えでございます。

それから、4番目の質問、NGO への例えば研修等々について、こちらは国際協力局のほうにお任せしようと思っておりますけれども、そこは飛ばしまして、5番目の、どのようなやり方で市民社会と対話をやっていくかということでございます。これは、今、どういうふうにするか、実は検討しているのですけれども、私の考えとしましては、なるべく多くの方から意見を聞きたいと思っております。そういう意味で、何かしらの声をおかけする選択の基準とかを設けるというよりは、むしろ幅広く声をおかけして、皆さんに来ていただ

いて、そこで意見をお聞かせいただくということがいいのかなと思っています。やり方をどうするか、今、検討中ですけれども、もし何か御提案とかがあれば、ぜひそれを伺いたいなと思っています。

それとも関係しますけれども、分科会ということもございました。これも、最初、皆さんからの御意見を伺う会合をやってみて、そこでいろいろな意見を聞いて考えたいと思いますけれども、やり方はともかく、分科会がいいのか、あるいは全体会合を何回か開くのがいいのか、そこも含めて今検討中というところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○川口 ありがとうございます。

ほかに外務省側から御発言ございますでしょうか。お願いします。

○山口 民間援助連携室長の山口でございます。

4番目の質問に関連してでございますが、私どもの部屋でやっていることについて、ちょっと御説明したいと思います。

国際協力に携わる NGO のためにということでございますが、人道憲章と人道対応に関する最低基準、スフィア・プロジェクトの普及のための NGO 研究会というのを実施してまいりました。ハンドブックの日本語版は、実は NGO 研究会で、外務省のお金でつくっていただいたという経緯がございます。

それと、また、スフィア・プロジェクトの中には、御承知のように、権利保護の原則についても述べられており、暴力や抑圧からの保護が掲げられております。また、特別にジェンダーに基づいた暴力の防止についても、援助関係者が対応すべきものということで述べられているということでございます。

それで、今年度でございますが、当室が行っている委託事業である NGO 研究会において、テーマとしては「ジェンダーと NGO」というテーマで研究会を実施することとしております。ここでは、ジェンダーに基づいた暴力の防止について、特にこの研究会の成果物としてジェンダー主流化ハンドブックの中にも取り上げていこうと考えております。

また、この研究会のセミナーを秋にも実施しようとしておりまして、可能な範囲でこのセミナーでジェンダーに基づいた暴力の防止についても取り上げていこうということにしております。

以上です。

●谷山（国際協力 NGO センター） ありがとうございます。

それでは、田中さんのほうからどうですか。外務省の意見を聞いて。ほかにございますか。問題提起側の NGO としては。

●田中（アジア女性資料センター） お答え、ありがとうございました。

今、私がお伺いしたことに關してではないのですが、もう一点、質問がございます。外務省で御用意いただいた資料では、1325 に対して説明がなされるときに、「女性・平和・安全」ということで、恐らく原文は「セキュリティ」と思われる箇所を「安全」と訳して

おられます。私どもは「安全保障」と考えているのですけれども、「安全」ですと「セーフティ」になってしまいます。今まで拝見したところ、いつも「安全」と訳されていますが、これは何か理由があるのでしょうか。

○川口 外務省側からお願いいたします。

○熊谷 ありがとうございます。

特段理由があるとは私は思っていないのですけれども、それは「安全」でも「安全保障」でもいいのかと思いますけれども、まさに「安全保障」の文脈でやるという意味からは確かに「安全保障」と訳したほうがいいのかもしれないという気がします。一方で、この決議の中で述べられている、まさに紛争下についての暴力防止というような文脈の中で捉えた場合には「安全」ということもあり得るのかなと思います。セキュリティの訳としては「安全保障」のほうが正しいというのはそうかもしれませんが、ちょっとそこは検討したいと思います。

●谷山（国際協力 NGO センター） NGO 側、いかがですか。

お名前をお願いします。

●秋林（婦人国際平和自由連盟） 婦人国際平和自由連盟と立命館大学に所属しております秋林と申します。よろしくお願いいたします。

市民社会から広く意見をという、検討中というふうに今伺いましたでしたが、私が聞く限り、7月5日にニューヨークの国連代表部で、Global Network of Women Peacebuilders、ニューヨークにベースを置く国際的なネットワークと代表部が共催で、日本の国別行動計画についてのパネルディスカッションをしたということは聞いています。あと、私自身、7月の末に総合外交政策局から何名か、研究者中心というふうに伺っていますが、声をかけて、ちょっとお話をしたいということも伺っています。全く計画されていないわけではないと思います。例えば、代表部がニューヨークで開催されたようなパネルディスカッション、これはどういうふうな形でフィードバックされて、あるいは、どういう目的を持って計画されたかというあたり、もしお答えいただければと思いますが。

○川口 ありがとうございます。

ただいまの御発言に対し、外務省側から御発言ございますでしょうか。

○熊谷 ありがとうございます。

御指摘ありましたように、7月5日でしたか、国連代表部のほうでパネルディスカッションをやったということでございまして、詳細な報告等は手元にないので、御紹介できないのは恐縮なのですが、基本的には、まさにニューヨークベースでも今回の我が国の国内行動計画というのをつくるに当たって、必ずしも先ほど申し上げたように、市民社会の方が意見聴取ということに限らず、いろいろとディスカッションなり意見交換をしていこうという動きがあって、その一環として、先ほど御指摘にありましたパネルディスカッションをやったということだと思います。今、手元に詳細がございませんので、中身が紹介できなくて申しわけございません。

それから、秋林先生はまさにうちの担当の者と意見交換というふうな話も伺っておりますし、そういうのを踏まえながら、今後、きちんとした形での市民社会の方から意見を伺う、ある意味、きちんとした会合をどういうふうにするかというのを今検討しているという状況でございます。

●谷山（国際協力 NGO センター） では、お名前と所属をお願いします。

●本山（アジア女性資料センター） アジア女性資料センターの本山です。

幾つかお伺いしたいのですけれども、まず、スケジュールについて、必ずしも期限を切っているわけではないということで、市民社会との参加の機会も確保していただくということで、一つ安心したのですけれども、ただ、「個人的に」とはおっしゃられたのですが、年内というような期限もちょっと聞こえてくるので、市民社会との参加という意味では、プロセス自体をまず決めるということから、やはり市民社会との対話があって、そこで初めて、ある意味で意味のある参加ということになると思うのですね。この政策協議会そのものも、やり方とかルールとか、どういう形で進めるのかということ合意の上で進めているわけですから、聴取されればなしとか、あるいは一体それがどういう形で生かされてフィードバックされるのか、いつまでにできるのかということが、今の段階で全くわからないという形だと、意味ある参加ということであれば、ぜひプロセスの段階から市民社会との対話を持っていただきたいと思うのですけれども、そこについてはいかがかということがまず1点です。

それから、既に41カ国がNAP（国内行動計画）を策定しているということにして、早く進めたいという日本政府の意気込みというのは、非常に私たちも歓迎しているところですが、考え方を変えれば、後発のメリットということもあると思います。大分、既に参考になるような国々のプロセスというのがありますので、そこは、ことし、ぜひ前例も参考にしながら、市民社会の参加も確保し、透明性も確保する形でやっていきますということをぜひ公言していただいて、プロセス自体はもうちょっと時間をかけて、前例などの研究も含めながらやっていただければどうかと思うのですけれども、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○川口 ただいまの御発言に対して、外務省側からお願いします。

○熊谷 ありがとうございます。

後者のほうからのお答え申し上げますと、まさに最初に申し上げたとおり、意見を聞くプロセスというのは非常に重要だと思っていますので、早くやるということと、ちゃんとしたプロセスを踏むという、両方の難しい要請ですけれども、両方踏まえながらやっていきたいと。先ほど田中さんのほうから、ドイツの例というのを伺いました。そういう例も聞こえてくるので、ほかの国のやり方を我々として批判するわけにはいかないのですけれども、成果物が皆様の声を反映していないとか、あるいはちゃんとプロセスを踏んでいないということがないように、そういう意味でちゃんとプロセスを踏んでいきたいということを私は考えているということでございます。

その観点から、まさにほかの国の例というのは参考にしようと思っておりますし、あるいは、まさに全体をほかの国の例も含めて見ている国連機関とか、具体的にUN Womanとか、そういうところともよく協力しながらやっていこうかなと思っているところがございます。

それから、最初のほうの御指摘で、プロセスを早めにかためるべきだというのはもっともな御指摘だと思っています。このタイミングでこの意見交換が行われたということで、先ほどありましたとおり、まさに今、検討している途上でこの意見交換が行われたので、今の段階でこれこれこういうスケジュールで市民社会との対話の機会を持つということは申し上げられないというのは、若干不幸なタイミングだと思うのですが、いただいた御指摘も踏まえて、なるべく早めにプロセスをかためて、そういうプロセスについても意見交換会などで御意見を賜ればと思っております。

●谷山（国際協力 NGO センター） ありがとうございます。

対話の仕方そのものを対話しようじゃないかというような議論のやりとりだったかなという感じもするので、具体的にどういう形があるのですか。何か市民社会側に提案とかありますか。

今ある国際的な原則枠組を国別行動計画に落とすときに、分科会という形で意見交換をしながらというケースもこれまでありましたね。ただ、これに関しては、今回のイシューに関して、いろいろな省庁にかかわるとか、国内の問題にかかわるといことはありますけれども、ただ、この定期協議の枠組みが分科会をつくるという一つのルートを生かせる可能性もあるので、そこで議論した上で、また別の形にするかということもあるかなと思いますけれども、御意見がある方はいらっしゃいますか。

では、田中さん。

●田中（アジア女性資料センター） 関係省庁の中で外務省以外も含むとおっしゃっていましたが、私たち市民団体側も ODA に関心のある NGO だけの参加では足りないと考えております。安全保障の決議であると考えた場合、例えば、沖縄の米軍基地周辺の女性は、まさに影響を受けている女性たちですので、プロセスに参加してもらいたいと私たちは考えています。分科会という形で私どもが声かけをしたら、そういった方たちにも入ってもらいたいと思っておりますが、見出しの中に国内の安全保障は入っていないと、私たちとしてはプロセスに乗りおくれたということになってしまいます。今のタイミングでそういったことをこちらから提案するというのはまだ有効なのかということを知りたいです。

○川口 外務省側からいかがでしょうか。

○熊谷 ありがとうございます。

必ずしも我々の考えている内容にないからといって、関係の方が意見をおっしゃっていただくという機会をつくらないということは私は全く想定しておりませんで、最初に申し上げましたとおり、何か特定の例えば選定基準を設けて、皆さんにお声かけをするというよりは、むしろ幅広くお声かけをして、来ていただいて意見を聞かせていただくというほうがいいのかなと思っております。その中で、例えば、それぞれの市民社会の代表、例え

ば各 NGO の代表者の方々が自分らの考える国内行動計画にこういう事項が入るべきだというような御意見があれば、まさにそういう場で聞かせていただくということが重要なのかなと思っておりますので、申し上げましたとおり、必ずしも何らかの選定基準を設けるといことは今は考えていないということだけは申し上げられると思います。

●谷山（国際協力 NGO センター）　いかがですか。加藤さん。

●加藤（関西 NGO 協議会）　関西 NGO 協議会の加藤です。

今のお話を聞かせていただいて、私どもは関西地域の国際協力 NGO のネットワークですが、地域のレベルでは、私たちも国際協力 NGO だけにかたまっているというよりは、実際には関西地域のさまざまな関心を持っておられる国内の NPO や市民団体の皆さんともネットワークを持っておりますので、仮にこういうプロセス、たまたま国際協力 NGO のルートから外務省さんから国際協力 NGO へのルートで話をお聞きしたとしても、関西という地域のレベルでは、普段からそういったおつき合いがあつて、どうも関心があるだろうというところにはお声がけをしていくことができるのかなと思っておりますし、そういった部分、より広い方々からお話を聞いていこうという外務省の姿勢というのは、それとしてすごく評価をできる場所でもありますけれども、声がけの部分で、私どもというのもぜひ使っていただけるというか、活用していただければなというのが思いとしてあります。

もう一つ、NGO・外務省定期協議会を初めとして、外務省と国際協力 NGO との間で、今までさまざまな対話をつくってきた、プロセスをつくってきたという経験もございまして、私どものほうもいろいろな蓄積を持っておりますので、私ども、地域の中では実は地方自治体などともいろいろな政策を市民参加でつくっていくというプロセスをやっているわけですが、やはり意見をしっかりと政策の中に入れていくという中で、プロセスの段階をしっかりと設計をするということになるべく早く手をつけていくということは非常に重要だということを経験的にも踏まえておりますので、今回の意見に関しても、全体の策定のプロセスは当然あるのですけれども、それと並行しながら市民参加をしていくプロセスというのなるべく早く具体的に、そのための設計をする御相談を始めていく。NGO・外務省定期協議会の経験などもうまく生かしながらというところをぜひ考えていただきたい。これは NGO の皆さんにもそうなのですけれども、考えていただきたいなと思っております。

以上です。

○川口　加藤さん、ありがとうございます。

外務省側から特にございますでしょうか。時間も限られてきておりますけれども。

○熊谷　一言だけ。先ほど申し上げましたように、我々は今、どういうふうにお声がけしようかといろいろと中でも議論して、ある意味悩んでいるところでもありますので、東京以外の NGO の方のネットワークを使えるということで、非常にいい御提言だと思います。ぜひ参考にさせていただいて、もしよろしければ、そういうルートも使わせていただければと思っております。

●谷山（国際協力 NGO センター）　それでしたら、コーディネーターの役割を活用しながら

ら、今後どういう形で調整していくかということ、またやりとりをさせていただくということによろしいですか。

ありがとうございます。

○川口 それでは、この議題につきましては、これにて終了させていただきます。

●渡辺(女たちの戦争と平和人権基金) 女たちの戦争と平和人権基金の渡辺と申します。

きょうはいろいろとお話を伺えてよかったですと思っています。私もこのプロセスに参加するのが初めてなのですけれども、このような形で、例えばここで出された議題で個別案件としてもちょっと深い議論をしていかなければいけないというときには、分科会というプロセスがあるというのを知って、非常に心強く思っています。

先ほど来、広く幅広く声を聞きたいということで、確かに幅広く聞けるのが一番いいと思うのですが、例えば本当に年内にということであれば、数カ月しかない中でどう幅広く聞いていくのかというときに、落としてはならない声、聞かなくてはいけない人というのが出てくる可能性は大きくあると思います。とりわけセキュリティという問題では、沖縄であったり、福島であったり、あるいは女性に対する暴力と闘ってきた団体であったりというのが、私たちのネットワークの中にもあります。例えば今、コーディネーターの皆さんも例として言ってくださっていましたが、分科会というプロセスで、どういふところに声をかけていくのが効果的かという私たちからの意見、それは内容というよりは、どういふ市民とのプロセスをつくっていけばいいかという、私たちの持っているエキスパティーズを共有するだけになるとしても、ぜひつくっていただきたいと思っていますので、一言申し上げました。済みません、時間がないのに失礼いたしました。

○川口 ありがとうございます。

それでは、いろいろと御意見が出ましたが、これを踏まえて、またこの件は検討していきたいと思っています。

それでは、次の議題ですけれども、質問事項になっておりますが、これは議題にはならなかったのですが、NGO 側から1つ質問が事前に届いております。現行のミレニアム開発目標達成に向けた政府開発援助における保健医療分野への増額などの追加施策についてということでございます。

ワールド・ビジョンの柴田さんのほうからお願いいたします。

●柴田(ワールド・ビジョン・ジャパン) ワールド・ビジョン・ジャパンの柴田です。お時間をいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、今、時間をいただきまして、質問をさせていただけるということですので、小沼室長には昨日もいろいろと御説明いただいた中恐縮ですが、また質問させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

今挙げていただいた点に関連して2点質問がございます。1点目は、来年度のODA予算における国際保健医療分野への増額見込みについてです。2点目が、残り2年強となりましたが、現行MDGs(ミレニアム開発目標)のうち、MDG s4については非常に達成が難しい

ということが言われておりますけれども、この分野に関して、日本政府として追加的に何か対策をとられる見込みがあるかどうかという点についてです。

ことしの9月に国連総会がございまして、MDGs レビュー関連のイベントなどもたくさん行われる予定と言われておりますけれども、今申し上げたように、特に MDGs4 については達成が難しいと言われております。

一方で、日本政府は国際保健政策ですとか、国際保健外交戦略、スケーリング・アップ・ニュートリション・イニシアティブの設立など、国際保健の分野で常にリーダーシップをとってこられていると認識しております。加えて、内閣府が2010年に行った意識調査で、保健医療分野の国際協力に関する特別世論調査というのがあるのですが、その中で、回答者の73%の方々が、日本政府はODAの中で保健医療分野に最も重点を置くべきだと回答しています。一般市民の認識としても、日本政府がODAの中でも特にリーダーシップを発揮できる分野が国際保健の分野だと認識していると言えます。

一方で、日本のODAの中でも、保健医療分野の支出自体は非常に低い金額となっていて、2010年のDACの統計によると、ODA予算の中の2.1%にとどまっています。これは、DAC加盟国合計の15.5%（DAC加盟国ODA予算合計額に占めるDAC加盟国保健医療支出合計額の割合）と比べると低い金額となっていて、日本政府が発揮されてきたイニシアティブに見合う金額が出されていないのではないかと、国民の期待とも乖離があるのではないかと認識しております。

もちろんODAの予算自体が全体で非常に厳しい中で、増額というのも非常に厳しいことは認識しております。冒頭、梅田局長からも、ODA増額に向けて協力をという話もございましたが、その御発言に対するサポートという意味でも、私どももNGO関連予算のみを増額してほしいというのが総意ではなく、それに加えて、国際協力の一翼を担っているNGOとして、同じ課題に取り組んでいる外務省さんが、ODAの中でも課題のあり、かつ日本がリーダーシップを発揮できる分野で、より積極的に取り組んでいただきたいと思っております。このような背景を踏まえ、MDGs4の達成が難しいと言われていた中、日本がリーダーシップを発揮できる国際保健医療分野で、追加的な施策を今後2年間の期限の中でとり得る御予定があられるかどうかというところをぜひ伺いたいと思います。

長くなって済みません。よろしく願いいたします。

○川口 ありがとうございます。

それでは、ただいまの柴田さんの御質問に対し、外務省側から小沼国際保健政策室長、お願いいたします。

○小沼 ありがとうございます。

まず、1点目の御質問である増額ですけれども、率直に申し上げてわかりません。ただ、一方で、ことしは特に、これはMDGs 6に入ってくるものでございますけれども、世界基金の増資会合がございまして、AIDS・結核・マラリア対策世界基金。これは増資会合がございまして、これについては、当室としてできるだけきちんとした形で日本の対応ができ

るようにと考えております。特にこの世界基金は、沖縄サミットでこの3大感染症を取り上げ、ジェノバでの設立・合意に至ったという、それこそ日本が生みの親と見られているものでございますので、それはきちんとそれなりの役割を果たしていきたいと私なりに考えて、いろいろと皆さんにも御協力をいただいて、頑張っていきたいと思っております。

それから、2点目の残り2年の問題、特にMDGs 4関係ですが、基本的には国際保健政策2011-2015、これは2010年に発表しましたが、これを着実にやっていくと。2011年の確定値では約9.1億ドルの保健分野での支援を行っておりますし、特に乳幼児の問題もございませうけれども、母と子から一体でありますし、日本には母子手帳という例もございませうので、今、なかなかシステム自体がうまくワークしないために、いわゆるコンティニューム・オブ・ケア、要するに、つながりのあるケアですね。ここを提供できない。そうすると、どこか1カ所なくなっただけで、お子さんが死ぬ、あるいはお母さんに重要な影響が出るということですが、これをシステムとしてCOCを、コミュニティと妊産婦さんとヘルスのクリニックとかヘルスワーカーだとかをつないでいく、そういうシステムづくりをガーナで行っておりますので、この研究もさらにスピードアップした形で、どういう形が特に途上国の边境の場所で、なかなか医療システムもない所で、コミュニティで一体化した形でこのCOCを提供できるかというのも重要であると思っております。この辺もしっかりやって、日本モデルではないのですけれども、こういうのに基づいて、費用対効果や実質的に効果のある医療サービスをつながりのある形で提供していくような形で援助をきちんとやっていきたいと考えております。

以上、簡単ですが。

○川口 お願いします。

○梅田 柴田さん、ありがとうございます。

私のほうから予算の関連で1～2点コメントをさせていただきたいと思っております。

1つは、日本のODAの予算の仕組みというのは、御承知のとおり、円借款の割合が非常に大きいので、どうしても保健分野ということになると、無償であるとか、無償資金協力だとか技術協力の分野の協力ということになるものですから、比率的には低くならざるを得ない。あと、拠出金もございませうね。国際機関。ただ、中身的には、これは、今、小沼室長も言いましたけれども、従来からイニシアティブをとってやってきておりますし、それから、この間、TICAD Vが横浜でありましたけれども、あのときに、改めてアフリカの方々が非常に日本の協力に感謝されていたのは、これは総理のスピーチでもありましたけれども、保健婦さんの派遣であるとか、あと、非常に地道なのですけれども、専門家の方々が現場に入り込んで、この分野の協力をやっていたという事は、きちんと我々も引き続き続けていきたいと思っております。

それから、予算のことにつきましては、小沼室長が言ったとおりなのですが、これからやってみないとわからないということなのですが、我々としましては、国際保健というのは、これもTICAD Vの安倍総理のスピーチの中で宣言いただいたのですね。ユニバーサル・

ヘルス・カバレッジというのは、日本のまさしく政策として推進するのだということを世界に宣言いただいたのですね。だから、そこはきちんと我々はそれをフォローできるような内容をまず予算要求に向けてつくっていく必要がありますが、同時に、それをベースに、きちんと約束したことは実行できるような予算が獲得できるように努力をしていきたいと思っておりますので、ぜひまた御協力をお願いします。

以上です。

●谷山（国際協力 NGO センター） 柴田さん、よろしいですか。

●柴田（ワールド・ビジョン・ジャパン） 一言よろしいでしょうか。

御説明ありがとうございました。まさに御指摘いただいたように、円借款の比率が多いということで、インフラものの比率が高く、金額が上位を占めるというのは存じ上げているところですが、今の御説明、本当にありがとうございました。今の御説明を受けて、1点補足といたしますか、コメントさせていただくと、MDGs 4 の未達成の一番の大きな要因というのが、格差に基づくもの、特にサハラ以南のアフリカですとか、南アジアにおける5歳未満乳幼児死亡率が、全体の中で占める比率が上がっているということがあります。まさにユニバーサル・ヘルス・カバレッジの根底をなす哲学と同じ話だと思っておりますけれども、そのようななかなか支援が届きにくい地域で乳幼児死亡率が減らないという状況が続いているかと思っております。予算については本当にこれからということで、ぜひ私たちがサポートをさせていただきたいと思っておりますが、面的な展開といたしますか、紛争国ですとか、脆弱国の中で、日本が支援をしていくというのは非常に厳しいということは存じ上げているのですが、ぜひそういった地域間格差、国家間格差というのが狭まっていくように、引き続き御対応いただければと思っております。

ありがとうございます。

○梅田 具体的にこういうことをしたらいいですよというもし御提案があれば、教えてください。よろしくお願いします。

●柴田（ワールド・ビジョン・ジャパン） 私どもはそういった分野でもずっと活動しておりますので、ぜひ具体的にもお話しさせていただければと思っております。ありがとうございます。

○川口 ありがとうございます。

それでは、この議題につきましては、これにて終了させていただきます。

次に、報告事項（1）ODA 過去案件レビューについて、外務省側から遠藤事業管理室長、お願いいたします。

○遠藤 遠藤でございます。よろしくお願いします。

ODA 過去案件共同レビューのタスクフォースについてということで、15分ほどお時間をいただきましたので、御説明申し上げます。

皆さん、多くの方、御存じのとおり、ODA の過去案件を NGO と我々で共同でレビューをして、それで得られる教訓等について議論し、まとめましょうというお話があり、昨年 12

月のこの政策協議会の報告事項のほうで御報告させていただきましたけれども、その実施方針がかたまりまして、また3月のこちらの協議会でNGO側のほうからタスクフォースのメンバーを御教示いただいたという経緯がございます。それを踏まえまして、第1回の会合を、お互い、もう少し早くにやりましょうということで調整してきたのですけれども、皆さんお忙しいということもありまして、6月28日に第1回の会合を行いました。今日、お手元に、議事の要約ということでその結果を配らせていただいております。

今日、敢えては配っておりませんが、12月に決まりました実施方針に基づいて、今後どういうふうに具体的にとり進めていくのかということについて、NGO側のメンバーの方々と我々の間で共通の認識をつくりましょうというのが第1回目会の目的でございました。

具体的には、議事要約に書いてありますとおり、1つ目については、進め方ということで、本件タスクフォースの協議のロジ的な取り回しについての事項、それから、その次、2ポツのところにありますけれども、NGO側のほうから、必ずしも議題というわけではないというふうに我々は認識していたのですけれども、NGO側のほうで、JICAの事後評価報告について、細かくレビューをしていただいたものについて御報告をいただいたというのが2つ目。

そうした議論をも踏まえて、3つ目の議題として本題ですけれども、共同レビューを今後どういうふうに進めていくかということについて議論しました。ここの3つ目の議論というのは、まさに12月の実施方針において、実施方法という項がありますが、そこにおいて3段階でレビューを実施するというふうになっております。1つ目が机上分析によるレビューということで、幾つかの案件を例として机上分析を行う。第2段階で、机上レビューにおいて明確にならなかった点を含めて共同調査を行う。第3段階で、それを踏まえて今後のODA案件の質の向上のために、教訓の拡充や活用方法の検討を行うということが決まっておりましたので、その具体的な実施方法として、何を対象案件としてやるかということについて議論をしました。

ここを全部読み上げると大変なことになりますし、皆様、後でお読みいただければいい部分もあるので、その3つの議題について簡単に御報告します。

1つ目ですけれども、本件タスクフォースの進め方ということで、これはロジ的な話ですけれども、もともと実施方針の中に、チャタムハウス方式で議事録をつくるということになっていたのですが、それ以上、具体的にどうするかということについて決まっていなかったもので、この第1回の会合で、チャタムハウス方式を厳格にやると、もうちょっと厳しいのかもしれませんが、本件タスクフォースの性格にかんがみて、できる限りのものについては公表しましょう。それは、議事録もそうですし、当日、会合で配布される資料等も含めて、できる限り公開にすることになりました。

2つ目の議題で、NGOのレビューの結果ですが、そこに書いてありますとおり、NGO側から資料に従ってレビューの結果について報告を行いということですが、実は、きょ

う、大部になりますのでつけていません。今後、ホームページに公表されます議事録と別添をごらんになっていただければありがたいのですが、有償資金協力の 2009 年度の JICA の事後評価報告書、無償資金協力の同様の報告書、技術協力、こちらは 2008 年度の事後評価報告書について、それぞれ NGO 側のメンバーの方から 3 名が 1 つずつを担当されてレビューについての御報告をいただきました。非常に細かく、例えば、事業それ自体にかかわる問題、これは有償資金のところですが、維持管理に関する問題、その中でも物理的な問題とか、体制とかの問題というのがあります。2 つ目としては、事業のおくれの問題とか、事業費の超過、そういう問題を細かく分析されたものについて、プレゼンいただきました。

あと、同様に、第三者評価実施上の問題というような、評価者、評価における問題とか、あるいは、NGO 側から見たときに個別の問題としてどういうものがあるか、そういった問題についても非常に細かくレビュー、プレゼンをいただきました。

このプレゼンについてですが、下に 6 つほど●がありますが、我々外務省の、あるいは JICA のほうからしたら、報告書のレビュー自体は、非常に示唆に富んでいて、今後の議論に資するなということを感じさせていただいたわけですが、他方で、このレビューというのを我々の共同レビューでどういうふうに活かすのかということについて、若干 NGO 側と我々のほうで議論をさせていただきました。

基本的には、お互いの共通認識になったと思うのは、せっかくやっていた意味あるレビューです。有益なレビューですので、これを何らかの形で活用しないという手はないと思っておりますが、これ自体をレビューするということではないということについては意見の一致を見たと思っております。

細かい点は、ぜひホームページ、近日中にアップできると思っておりますので、そちらをごらんください。

次のページにまいりまして、3. の過去案件共同レビューの対象案件ということで、ここは、実は外務省のほうから、以前、東南アジア、南西アジア、アフリカ地域、3 地域について数件ずつ、計 12 件についてレビューの対象案件候補ということで示させていただいていたという経緯があります。それに対して、NGO のほうから、計 19 件についてレビューの対象案件の候補ということで挙げていただいて、これは資料もまたホームページのほうに載ると思っておりますが、これらを御提案いただきました。

今回、議論全体にわたって言えることなのだと思いますが、第 1 回目の議論だったということで、参加者側、NGO 側の各メンバー、あるいは外務省、JICA も含めて、おのおのがレビューについてどういう考え方を持っているかというのをざくばらんに話させていただいたという意味で、特に、先ほど分科会というお話がありました。こちら、タスクフォースですが、腹を割って話すということでよりよいものができていくという側面があると思っておりますので、我々としては、第 1 回会合において、皆さんが相当程度本音ベースでいろいろな話をしていただき、こちらのほうもさせていただいたということで、非常に

有意義だったと思います。

細かいところは3. に書いてありますので、お読みいただければいいのですが、基本的には、2つ目の●の所で、どの案件をデスクレビューの対象とすべきかということとか、あるいは、そのすぐ下に、JICA の事後評価が充実している 2009 年度から3年分はどうかという意見があったりとか、あるいは、その3個下で、評価とかについても対象にしたかどうかという意見もありましたが、外務省の側からすると、評価まで対象にすると、ちょっと議論が拡散しますねという意見はさせていただいたというのがあります。

その下のほうで、技協というのはどうかという御意見もあったのですが、メインは円借と無償と。ただ、もちろん技術協力の中でも、開発調査といったものが円借なり無償なり、プロジェクトとかかわってくる部分はあると思うので、そこは我々としても必要性に応じてケース・バイ・ケースで判断していくというようなことかと思っています。

最後になりますけれども、5. の次回タスクフォースのところ、NGO 側から具体的な提案をいただいたので、外務省及び JICA にて検討するというところで、我々のほうで今検討させていただきます。

まさに検討中なので、細かいこと、具体的にはまた今後ということになりますが、今、考えさせていただいているところを簡単に言えば、レビュー対象案件というのは過去の案件なのかなど。NGO 側さんのほうからは、現在、オンゴーイングの案件も含めてレビュー対象とされるということの御提案がありましたけれども、もともと12月にまとめた実施要領に基づくと、過去の案件。課題が見つかった案件に加えて、成功案件というのも対象とさせていただけるといいのかなと思っていますということ。

それから、机上レビューの対象案件の数ですけれども、これも検討を今まさにしているところですが、先ほどもちょっと言ったように、恐らく机上レビューを行った上で、数を絞って現地視察に行くというようなお話も第1回協議にありましたので、机上レビューは現地視察に行く案件よりは若干多めということで考えるべきかなど。具体的には、今、検討中ですが、NGO 側から提案いただいた案件19件、当省から提案した案件12件、並べてみて、地域のバランスですとか、有償・無償といったスキームですとか、あるいは得られる教訓のカテゴリーというのも必要になってくるので、そういうものをも勘案しながら決めていこうかと思っています。

特に、得られる教訓のカテゴリーというところは、繰り返しにはなりますが、まさに今回第1回会合で、NGO の側から JICA の報告書についてのレビューというのをプレゼンテーションいただきましたので、これは非常に網羅的にいろいろ書いていただいているものです。我々としても十分に参考にさせていただいて、そうしたところに出てくる考察ということも踏まえていく必要があると思っています。

今後、月に1回程度ということで、第2回会合については、これからまた後日調整をさせていただきますということになっております。

ちょっと長くなりましたが、私のほうの報告は以上です。

●谷山（国際協力 NGO センター） ありがとうございます。

きょう初めて聞く方もひょっとしたらいるかもしれないのですが、この共同レビュータスクフォースというのは、外務省側は、国際協力局の政策課の。

○遠藤 総括課の事業管理室。

●谷山（国際協力 NGO センター） ごめんなさい。総括課の事業管理室が参加すると。NGO側は、公募で選ばれた、公募で決まった5名の NGO の方たち。きょう参加されている中で二人がタスクフォースのメンバーですので、そのお二人、腹を割って話した NGO 側はそれをどう考えるか、よければ話してください。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター） このタスクフォースの NGO 側の取りまとめを担当しております JACSES の田辺と申します。

今、遠藤室長から詳細な内容につきまして御説明いただき、ありがとうございます。我々としまでも、この会議をキックオフできたことを大変喜んでおります。第1回の中では、JICA の事後報告書、評価報告書を1年度分、有償、無償、技協とそれぞれ数十件とか、50件以上に及ぶ評価報告書を読ませていただいて、それに共通する課題をまとめさせていただきました。

協議の中では、こういったものを3年度分ぐらいやって、もう少し深く掘り下げてはどうかという提案がありました。今、遠藤室長から検討中であるということではあったのですが、若干、奥に詰まったような発言の印象を持っていて、ぜひ改めてこういった机上、分厚い机上レビューをできたらなと思っておりますので、ご検討いただきたいと思っております。

以上です。

○川口 ありがとうございます。

外務省側は特にございますか。よろしいですか。

それでは、この議題につきましては、これにて終了させていただきます。

次に、報告事項（2）平成25年度国際協力重点方針について、外務省側から今西国際協力局政策課首席事務官、お願いいたします。

○今西 今西でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元にお配りしています平成25年度国際協力重点方針という紙について御説明をさせていただきます。

この重点方針につきましては、毎年度の ODA、とりわけ有償資金協力、無償資金協力、技術協力、この3スキームを中心とする ODA の全体像を、本年度の予算という形で、どのように、どういう分野に重点を置いてやるかということ、実施するかと。どういう地域に重点的に実施をしていくかというようなことを、概括的に政府の考え方を示す紙として毎年度作成しているものでございます。

本年度につきましては、円借款については経済産業省、財務省という関係省庁とも相談をし、外務省の政策ペーパーとしてこれを作成し、6月28日に外務省のホームページにお

いて公表させていただいたものでございます。

時間もございませんので、ざっと御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1 ページ目でございますけれども、基本的考え方というページをごらんください。

大きく3つの柱に分けて、平成25年度のODAを実施していくというのが今年度の私どもの考え方でございます。

1つは、自由で豊かで安定した国際社会を実現するODA。これは、特に普遍的価値ですとか、戦略的な外交というのをキーワードに行うODAとして、具体的な取組については後ほど御説明いたしますけれども、とりわけ経済以外の、例えば安全保障とか、そういう観点に力点を置いた形でのODAでございます。

2番目の柱が、新興国・途上国と日本が共に成長するODAということでございまして、これは、とりわけ経済面に重点を置いた形で、日本の経済の成長にも、それから、途上国の経済成長にも資するODAということで柱を立てさせていただきました。

それから、3つ目の柱は、人間の安全保障、日本への信頼、これがキーワードでございます。とりわけ国際的な利益に重点を置いて、日本がずっと推進してまいりました人間の安全保障、この考え方に基づいて援助を行っていくという国際公益に資するような形のODAでございます。

こうした3本の柱につきましては、ちなみに、6月に安倍内閣のもとで閣議決定されました「日本再興戦略」の中でも、戦略的なODAの活用ということで、この3本の柱に符合する形で文言が入っているところでございます。

具体的な取組内容につきましては、次の2ページ目以降をごらんください。

まず最初の目標1、自由で豊かで安定した国際社会を実現するODAでございます。

1つ目の取組として、普遍的価値や戦略的利益を共有する国への支援。例えば、インド、インドネシア、フィリピン、ベトナム、こういった国への支援。あるいは、ASEANの共同体の構築に向けたマスタープランの実施、それから、メコン地域全体に対する6,000億円の支援のコミットメントというのがございますので、これを本年度も着実に実施していきたいと考えております。

2番目に、ミャンマーでございます。これは、安倍総理も訪問されて、本年度につきましては、私ども、その中で無償、技協、合わせて200億円規模の支援を実施していきたいと。円借款もこれに加えて積極的に実施をしていきたいと思っております。

3番目に、シーレーンの安全確保・国際テロ対策ということで、海の安全保障に関して、アジアなどを中心にシーレーンの安全確保及び経済安全保障、こういった観点から、海上保安能力の向上などの点でODAを実施していこうという取組でございます。

それから、法制度整備支援。これは新しい法制度整備支援に関する支援方針ということのことをしまとめたところでございますけれども、法の支配や民主主義といった観点から、ここに書いてございますベトナム、ミャンマー、モンゴルを初めとする8カ国を重点的に今後この分野で支援していこうと考えております。

それから、中東・北アフリカでございますけれども、これも5月に総理が中東を訪問されましたけれども、その際にコミットいたしました22億ドル規模の支援というのを着実に実施していきたい。また、ODAは卒業した国が多うございますけれども、そういった国にも先方が経費を負担するような形での技術協力、コストシェア技術協力、これをまた積極的に展開していきたいと考えております。

それから、アフガニスタンでございますけれども、去年の東京会合、2012年7月に行いましたが、そこで発表いたしました、5年間で最大30億ドル規模の支援を行うというコミットメントを本年度も着実に実施していきたいと考えております。それから、パキスタンを初めとする周辺諸国についても、総額10億ドル規模の事業を実施していきたいと考えております。

以上が自由で豊かで安定した国際社会関連のODAでございます。

次のページをごらんください。新興国・途上国と日本が共に成長するODAというタイトルのもとに、いわゆる日本の経済成長、途上国の経済成長に共に裨益するようなタイプのODAを掲げております。

1つ目は、日本ビジネスの国際展開の支援ということで、さまざまな項目がございますけれども、インフラシステムの輸出、例えば中小企業の支援、特に新しいものとしては、地方自治体の国際展開支援、このようなこともやっていくということでもあります。

それから、ODAを活用した我が国技術・制度の標準化、普及促進ということで、これもまた従来からやっている取組もございますけれども、とりわけ日本のすぐれた技術を海外に展開していくという観点から、本年度積極的に支援していきたいと思っております。

具体的には、アジア、アフリカなどでの取組でございますけれども、アジアでは、先ほど御説明したASEAN連結性支援、メコン地域への支援等において、日本の企業に役立つようなODAを実施していきたいと考えております。

それから、アフリカについても、ことし、TICADが横浜で開催されましたけれども、そこで安倍総理から発表させていただいた、いわゆる「安倍イニシアティブ」、1,000人規模の将来のビジネスリーダーをアフリカから招聘するようなイニシアティブ、これを含みます産業人材の育成3万人、インフラ分野における公的支援6,500億円、こういったコミットメントに沿って、日本の企業にも役立つ支援を実施していきたいと考えております。

それから、資源・エネルギー確保への貢献。これは、資源分野での取組ということでもあります。

それから、日本ブランドの発信強化ですけれども、これは、本年、オリンピックやパラリンピックの招致も今控えておりますけれども、文化やスポーツ分野における国際貢献というのを、ODAを活用しつつ進めていきたいという取組でございます。

次の4ページ目をごらんください。3つ目の柱といたしまして、人間の安全保障を推進し、日本への信頼を強化するODAでございます。

例えば、ミレニアム開発目標、ポストMDGs、こういった分野ですけれども、2010年に発

表いたしました保健分野 50 億ドル、教育分野 35 億ドルといったコミットメントがございますので、これに従って、本年度もこうした分野で ODA をしっかりと実施していきたいという取組でございます。

それから、とりわけ保健分野につきましては、本年 5 月に国際保健外交戦略という紙を外務省で発表させていただきました。キーワードは「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」でございますけれども、日本で達成しているような、全ての人が基礎的な保健医療サービスを受けるということを世界のあらゆる地域で実施していきたいという観点から、ODA の取組も実施していこうという考え方でございます。

それから、女性に関する取組ですけれども、ODA の中でも女性に配慮した形での支援の実施ということで、ジェンダーと開発イニシアティブというイニシアティブを発表しておりますので、それを一層推進していくという取組でございます。

アフリカにおける人間の安全保障の促進につきましては、先ほども御説明いたしましたのが、本年の横浜でのコミットメント、ODA 総額 1.4 兆円、保健分野では 5 億ドル (500 億円) のコミットメントをいたしましたので、これを着実に実施していきたいと考えております。

それから、NGO との連携強化につきましては、申し上げるまでもございませぬけれども、資金面での支援、組織的な基盤強化、本日のような対話の枠組み、こういった各取組を通じて、NGO との連携をさらに強化していきたいと考えております。

それから、環境・気候変動／防災でございますけれども、昨年 6 月にブラジルで国連持続可能な開発会議（リオ+20）というのが開催されましたけれども、そこで日本が打ち出した「緑の未来」イニシアティブというのがございます。例えば、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、防災を含みます強靱な社会づくり、こういった 3 本柱で打ち出したイニシアティブがございますので、その中でも、例えば再生可能エネルギーを含みます気候変動分野での 30 億ドルのコミットメント、これをしっかりと今年度も実施していきたいと考えております。

それから、昨年開催されました生物多様性条約締約国会議というのもありましたけれども、この分野での取組も進めるとともに、ことし、熊本県の水俣市で、いわゆる水俣条約と呼ばれるような条約を外交会議として条約を採択しようということを予定しておりますので、いわゆる水銀などの有害物質対策ですけれども、こういった取組もしっかりとやっしていこうと考えております。

それから、防災でございますけれども、昨年 7 月に東北地方で開催した国際会議で表明した 30 億ドルのコミットメントというのがございますので、これをしっかりと実施していくということでございます。

それから、ことしの 10 月には、持続可能な都市づくりというテーマで新たに国際会議を日本で開催する予定でございますので、都市づくりについても途上国の人材育成等に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、大洋州でございますけれども、3 年に一度開催されております太平洋・島サミ

ットというのがございます。去年5月に開催されましたけれども、そこで発表いたしました3年間で5億ドルというコミットメントがございますので、これをしっかりと実施していきたいと考えております。

以上のような3本の柱を考えた上で、5ページ目をごらんください。これは、地域別に本年度の2国間ODAをどういう地域にどのくらい配分していくかという目標値を定めたものでございます。黄色いコラムが今年度の目標額でございます。合計で1兆7,592億円。円借款、無償資金協力、技術協力の合計でございますけれども、これを地域別に、以下に示されるような金額、パーセンテージで実施することを今のところ想定しております。これはあくまで今時点での目標でございます。実際の案件形成と、国際情勢も動きますので、それに従って多少の変動はございますが、これまで御説明したようなODAの考え方に従って、ここに書いてあるような地域配分でODAを実施していきたいという目標でございます。

●谷山（国際協力NGOセンター） ありがとうございます。

丁寧に説明していただいてありがたいと思いますが、ちょっと時間が差し迫っております。申しわけないですけれども、10分ほど延長させていただいてよろしいでしょうか。NGO側からも質問、コメントなど、多少あるかと思っております。あと、最後の挨拶もありますので、10分延長させていただきたいと思っております。

では、NGO側からまとめて発言をいただければと思います。高橋さんとそちらの方。ほかに大丈夫ですか。では、3名、続けてコメント、質問をお願いします。

●高橋（ODA改革ネットワーク） 詳細な説明、ありがとうございます。

私からは3点あります。小さいものから、ちょっと大きめのものまであるのですけれども、時間の関係でほかにも発言されたい方がたくさんいらっしゃいますので、できるだけコンパクトにしたいと思っております。

1点目は、これの英語版ですけれども、ホームページを見た限りですと、今はまだいただいた資料の1ページ目のものしか翻訳をされていない。ほかのもっと詳細な部分というのは、今後翻訳されて公開されていく予定なのでしょうか。ただ単に時間の問題なのか、それとも、金額とかが入っているのはちょっとまずいという感じでなかなか出せないのか、そのあたりを教えていただきたいということです。

2点目は、国際協力重点方針というのは、外務省のホームページでも説明されていますけれども、新たに発生した開発課題に対して迅速に対応するための重点項目という説明のされ方をしています。つまり、これの上位政策というのがあって、それは中期政策とか、ODA大綱とかがあります。しかし、ことしの重点方針を見る限りにおいては、中期政策との整合性が少し見えづらくなっている感じがいたします。中期政策では、もっと明確に人間の安全保障というのを中心もしくは上位に位置づけていて、その下というか、それに続く感じで貧困とか持続的成長、地球規模の課題、平和構築というふうな感じで取り組む課が立体的に描かれているわけですね。

ところが、今回出てきたこれを見ると、そこら辺のメリハリ感覚というか、立体的な構造が少しフラットに広がっている感じがします。これが新しい政権の方針が少し反映されている形になっているのかもしれませんが、私が心配するのは、逆に中期政策そのものが年数もたっていることも含めて、ちょっと形骸化してきているのではないかというところなのです。それはすなわち、今はもう援助をやる方針が国際協力重点方針に従って進めていくような感じになっていると。だとすると、上位政策の中期政策は何のためにあるのか。それをどうしたらいいのか。見直すほうがいいのか、それとも、もうなしにしたほうがいいのか。そこら辺の外務省の考え方があったら教えていただきたいということです。

3点目は、これはいつからつくり始められたのでしょうか、ということです。もう少し言うと、重点方針とかを、今申し上げたように、重要な政策文書になっていくのであるならば、ぜひそこに市民社会の声とかを反映するようなプロセスみたいなことは考えていただけないのかということです。ですから、今回はでき上がったものを報告を受けるという形になるのですけれども、いつごろから始められて、来年はもう少し前広に公開していただいて、市民参加を得ながらやりたいと思っているかどうかということです。

それから、最後にもう1件。済みません、多くて。今の点と関連するのですけれども、政策文書であるならば、評価に耐え得るPDCAサイクルに重点方針がどう乗っかっていくのかというところが若干気になっています。つまり、ことしこういうふうな方針でやったその成果を、どこでどういうふうに評価をして、どういうふうにそれを次年度のものに反映させていくかというところのサイクルが見えないからです。もし、コメントがあったら教えてください。

以上です。

●谷山（国際協力 NGO センター） 10分延長というのは難しいかもしれない。じゃ、10分後に去られる方は去るということでお願いします。できればいて下さい。とても大事なポイントがでています。

●高橋（ODA改革ネットワーク） 今西さんは去らないで。

●谷山（国際協力 NGO センター） 今西さんはぜひいらっしゃってください。

では、あと、もう二方どうぞ。

●千賀（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン） セーブ・ザ・チルドレンの千賀と申します。

具体的な話で恐縮ですけれども、たまたま梅田局長が第1回のミャンマー政府主催のドナー会議に出席なされて、私も出席していたもので、ミャンマー関連で1つだけお話があるのですけれども、軍主導の政権が長く続いたということで、日本を初め、国際機関も含めて、今までずっと支援ができていなかったわけです。しかしながら、NGOやNPOはずっと現地、現場で支援を続けていたということもあります。ですから、日本政府としては、NGOの、またはNPOの知見なり経験なりを吸い上げて、これから日本がODAを使ってミヤ

ンマーの支援をする際に、どういう形で市民社会、NGO、NPO との連携を考えていらっしゃるのか、お聞きできればと思います。どうもありがとうございました。

●谷山（国際協力 NGO センター）　ありがとうございます。

もう一方いらっしゃいました。

●本山（アジア女性資料センター）　済みません、簡単にコメントだけです。アジア女性資料センターの本山です。

先ほどの 1325 の国内行動計画のことにも関連するのですが、この 3 つの基本的考え方の 1 番目のほうは、多分いわゆる軍事的なのを中心な安全保障の話だと思うのですね。違いますか。安全保障の話が結構中心に入っているんですけども、これと 3 番目の人間の安全保障とかジェンダーというところとの、1 番目と 3 番目の関連というか、それが全く切れているということなのか、そこが気になりました。結局、先ほどの 1325 の話というのは、安全保障ということのそもそものが、人間の安全保障の目から安全保障の考え方を考え直すとか、そこにジェンダーの視点を入れていくということなので、1 と 3 のばらばらなのが、ややそういうふうに見えると。そういう観点からも、1325 の議論の中で、捉え方自体も含めて話し合う場というのが、ぜひ NGO と一緒に設けていただきたいと思いました。コメントだけです。

○川口　では、外務省側から御発言ございますか。お願いします。

○梅田　私のほうから答えられるところは答えさせていただきますが、まず、高橋さんの質問で、英語のことは彼にまた後で答えてもらいますが、中期政策とのそごは全くそのとおりなので、今、中期政策のほうを改めて見直さなければいかんということで作業にかかりたいと思っています。（注：中期政策の見直しについては、まず上位の ODA 大綱の見直しが必要。ODA 大綱については、現行 ODA 大綱のレビューのあり方も含めて外務省において検討していく。次回定期協議会において、詳細を説明予定。）

それから、この紙をいつからつくり出したのかということですが、去年の秋から、新しい日本の、去年、例えば中小企業の海外展開ということをやり出しましたね。それが日本の国内だけではなくて、在外においても、外国においても非常に期待感が強いのですね。いかに日本の中小企業が持つておられる技術であるとか、ノウハウ、地方公共団体も一緒なのですが、そういうものを開発の分野に活用させていただくのかという視点が、これは我々にとっても新鮮な視点であったので、そこは非常に前面に出したいという配慮がありました。

それから、あと、1 つ目の視点は、これはミャンマーは一つの大きな契機になったのですが、政治的な安定がなければ、経済発展はあり得ない。ミャンマーが大きく軍党政権から民主化に向けて発展していく中で、改めて我々は ODA 開発援助というものをいかに活用するのかというふうに考えたときに、まず、政治的な安定をつくるために活用させていただくというのが重要ではないか。先ほど、今西君が「安全保障」という言葉を使いましたが、ここにはそういう意味合いは入れておりません。基本的には、今、私が申し上

げたように、開発に当たってはそれぞれの国の政治的な安定が非常に重要だということです。

アフリカは、TICAD V に当たりまして、改めてアフリカの国で成長率の高い国は、やはり政治的に安定していますよね。アフリカが何でここ 10 年ぐらい高い成長率を達成できたのか。最大の 90 年代のアフリカとの違いは、クーデターであるとか、内戦であるとか、そういうものがなくなったということですね。当然、それ以外の要因もございますよ。資源の価格が上がったとか。でも、やはり政治的な安定が非常に大きかった。だから、そういう部分の協力のところは、もう少し前面に出していいのではないかと。

たまたま安倍政権ができて、価値観外交ということで推進されていますけれども、それ以前に我々はこここのところは非常に重要なんだということで、1つの柱にしようということを決めていました。だから、これは、民主党政権のころに予算要求をしていく段階においても、この3つの柱でいろいろ説明をさせていただいたということがございます。当然、その後、いろいろ肉づけはしておりますけれども、大きな基本的な考え方は、去年の秋につくっております。

それから、成果はどうするかというところは、ここは、まだそこまで正直言って考えが至っていないので、ぜひここは引き続きよく相談をさせていただきたいと思っております。

それから、千賀さんの御質問、ミャンマーについては、まさしく軍事政権時代に我々ができていた協力というのは、人道支援のみであって、その担い手として NGO の方々が地道にやってきていただいた。特にこれは少数民族の地域において非常にやってきていただいたということで、ミャンマーの少数民族の代表の方々と話していても、皆さんが地道にやってきていただいたおかげで、日本に対する信頼はものすごく厚いです。これは間違いない。直接何人もの方から私も聞いておりますので。だから、そのあたりは、どういうふうにしたらいいのかというのはあれなのですけれども、こういうことをしたらいいんじゃないですかという提案があれば、ぜひ具体的に言っていただければ、できるだけ反映をしたいと思っておりますので、それはよろしく願います。

御承知のとおり、今、少数民族問題については、笹川さんに政府代表になってやっていただいておりますけれども、同時に、NGO の方々を通じての少数民族支援というのも、ある意味一緒になってやっていただくということがあってもいいと思うのですが、並行してやっていただくということがあってもいいと思っておりますので、そこはよろしく願います。これは強化したいと思っておりますから。

以上です。

○川口 ありがとうございます。

続きまして、今西首席、願います。

○今西 私からつけ加えることは1点だけで、英文のほうでございますけれども、今、鋭意、続きのページについて作成中でございますので、もう少しお時間をいただければ、ホームページにアップできると思っておりますので、お待ちいただければと思います。

以上です。

●谷山（国際協力 NGO センター） ありがとうございます。

1点、梅田局長は、今、とても大事な発言をされたので、1つだけコメントしておきますけれども、2009年のODAのあり方検討のとき以来、毎回ということでもないですが、上位政策としての中期計画とODA大綱、これをどの時点で見直すのか。それと、毎年出てくる重点課題とか、政策文書、あるいはスピーチといったものの関係はどうなるのかということをよくこの場で議論されたのですけれども、正式に中期計画の策定プロセスに入ることでしたので、どういう形でNGO、市民社会側との対話をするかということに関しての具体的な問題提起が今この俎上に上ったということです。ぜひ具体的な話を今後詰めさせていただければと思います。1つだけコメントさせていただきました。

それでは、全ての議題が終わりましたので、最後にNGO側のコーディネーターの関西NGO協議会の提言専門委員でいらっしゃる加藤さんのほうから閉会の挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

●加藤（関西NGO協議会） よろしくお願いたします。改めまして、関西NGO協議会の加藤でございます。

閉会に際して、NGO側の参加者の一人として本日の政策協議についての感想を共有させていただきまして、今後のNGOと外務省との政策協議のますますの発展に資すればと思っております。

本日の政策協議でありますけれども、先月の全体会議、そして、今週16日の連携推進委員会と、NGO・外務省定期協議会の本会合が連続して行われる中、外務省、NGO、それぞれの皆さんの精力的な御準備により、本日の開催の運びとなりましたことを深く感謝を申し上げます。また、本日の協議内容についても、それぞれ深く議論がなされ、今後につながるさまざまな共通認識、確認点が双方で共有できたのではないかと考えております。

とりわけ、国連安保理決議1325に係る国別行動計画策定については、策定に向けた市民社会の参画について、今後、NGOと外務省で具体的な方法やプロセスを設計していくことの重要性が確認されました。関係する皆様には、引き続きその具体化に御尽力をいただくとともに、NGOと外務省のオーソライズされた公開の政策対話の場である本政策協議の仕組み、経験を有効に利活用していただければと思っております。

さて、本日の政策協議では議題には上がりませんでしたけれども、NGO・外務省定期協議会には、特定の議題を深めて議論するサブグループの仕組みがあり、ODA政策協議会の関連では、現在、モザンビークの大規模農業開発「ProSAVANA事業」についてのサブグループが精力的な議論を進めています。しかしながら、昨今、モザンビークでは国内の対立が深まり、本件について活動する現地市民社会や農民組織の活動家の安全が脅かされる事態となっております。その国の人々や地域の持続的な発展を願って行われる援助が、逆に地域の緊張や対立を助長することになってはならないと思います。当サブグループにおいて

も、現地の情勢や声を真摯に受けとめ、真に現地の人々の幸福に資するかかわり方が見出されますよう、真摯な議論の展開を期待しております。

また、本政策協議は、NGO・外務省双方が関心ある ODA 政策の議題について扱うものですが、一方で、私たちが共通して担う国際協力分野と他の国内外の政策分野との関連性が、近年ますます深まっています。本日の議題の国連安保理決議 1325 においても、国内の女性政策のあり方を抜きにしては考えられませんし、札幌で開催された前年度第 3 回では、アイヌの方から、ODA と国内の開発双方における先住民族の権利の問題の関連性が語られました。

また、ポスト MDGs の議論の中では、開発と環境のかかわりが市民社会の中でもホットな議論として交わされていますし、経済における日本と途上国も含めたグローバルなつながりの視点からは、TPP の問題も無関心ではられません。私たちは、ODA 政策について対話をする場としてこの場を設定しているものであり、関心を持つ領域に無制限に議論を広げることにはできません。

しかしながら、ODA 政策を取り巻くさまざまな政策分野への関心や情報をしっかりキャッチし、背景としつつ、この場では具体的なテーマをしっかりと議論して、成果を見出し、その成果を関係する政策領域に対し、よき事例として提供していくことが求められているかと思えます。外務省におかれても、また、国際協力 NGO の皆さんにおかれても、他の分野に取り組む皆さんとの柔軟な関心の共有と連携をそれぞれ意識をしていただければと願っております。

最後に、そうしたよき事例として発信できる大きなものが、この ODA 政策協議会の仕組みそのものであるかと思えます。私は、NGO 側コーディネーターの一人でありますけれども、今後とも外務省の皆様、また、国際協力 NGO の皆さんと協力をしつつ、双方の政策対話を深く実効性のあるものに育てつつ、一般の皆さんに ODA 政策の今を御理解いただける、開かれた対話の形成に尽力してまいりたいと思えます。今後ともどうぞよろしく願います。

ありがとうございました。

○川口 加藤さん、どうもありがとうございました。

それでは、これにて本年度 NGO・外務省定期協議会「第 1 回 ODA 政策協議会」を終了したいと思います。

皆様、本日はありがとうございました。